

商品概要説明書

営農ローン

(2023年4月1日現在)

商品名	営農ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○ご契約時の年齢が満 18 歳以上満 76 歳未満の方。○ J A との間に継続かつ安定した取引実績がある方。○生活の本拠が定まっている方。○ J A との間で営農貸越取引および営農ローン取引を行っていない方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	○営農に必要な運転資金とします。
契約金額	○300 万円以内とし、10 万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利とします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○随時返済とします。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○年 0.50% です。
手数料	○ご契約の条件を変更される場合は 0 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融課（電話：0949-24-2311）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。○紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <p>天神弁護士センター (電話：092-741-3208)</p> <p>北九州法律相談センター (電話：093-561-0360)</p> <p>久留米法律相談センター (電話：0942-30-0144)</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 直鞆